4　法第三十三条第一項又は第二項の規定により法第三十二条の免許を受けたものとみなされる者が保険業法第二条第五項に規定する相互会社である場合における法第三十三条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条	資本金の額（当該企業価値担保権信託会社が合名会社又は合資会社である場合にあっては、出資の総額）	基金（保険業法第五十六条の基金償却積立金を含む。）の総額
第四十四条第二項第二号	若しくは監査役又は業務を執行する社員	又は監査役
第四十四条第三項	営業所	事務所
第四十七条	監査役若しくは業務を執行する社員	監査役
第二百六十七条第一項	業務を執行する社員、取締役	取締役

5　法第三十三条第一項又は第二項の規定により法第三十二条の免許を受けたものとみなされる者が外国保険会社等である場合における法第三十三条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条	資本金の額（当該企業価値担保権信託会社が合名会社又は合資会社である場合にあっては、出資の総額）	保険業法第百九十七条に規定する内閣府令で定める金額
第四十四条第二項第二号	を代表する取締役若しくは執行役若しくは監査役又は業務を執行する社員	の日本における代表者（保険業法第百九十二条第一項又は会社法第八百十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。第四十七条及び第二百六十七条第一項において同じ。）
第四十四条第三項	営業所	保険業法第百八十五条第一項に規定する支店等（同法第二条第七項に規定する外国保険会社等が日本における事務所その他の事務所及びその日本における保険業に係る保険の引受けの代理をする者の事務所を設けて同法第百八十五条第一項の免許を受けた者である場合にあっては、日本における支店、従たる事務所その他の事務所）
第四十七条	取締役若しくは執行役若しくは監査役若しくは業務を執行する社員	日本における代表者
第二百六十七条第一項	業務を執行する社員、取締役、執行役	日本における代表者

6　法第三十三条第一項又は第二項の規定により法第三十二条の免許を受けたものとみなされる者が外国信託会社である場合における法第三十三条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条	資本金の額（当該企業価値担保権信託会社が合名会社又は合資会社である場合にあっては、出資の総額）	信託業法第五十五条第四項に規定する損失準備金の額及び同項に規定する営業保証金の額として内閣府令で定めるものの額を合計した金額
第四十四条第二項第二号	を代表する取締役若しくは執行役若しくは監査役又は業務を執行する社員	の国内における代表者（信託業法第五十三条第二項に規定する国内における代表者をいう。第四十七条及び第二百六十七条第一項において同じ。）
第四十四条第三項	営業所	国内において設ける支店
第四十七条	取締役若しくは執行役若しくは監査役若しくは業務を執行する社員	国内における代表者
第二百六十七条第一項	業務を執行する社員、取締役、執行役	国内における代表者

（企業価値担保権信託会社が営むことができる兼業業務）

第四条　法第三十九条第一項に規定する政令で定める業務は、同項第三号から第九号までに掲げる法律の規定に基づいて当該各号に定める業務を行う企業価値担保権信託会社（法第六条第二項に規定する企業価値担保権信託会社をいう。第二十二条において同じ。）が当該各号に掲げる法律以外の法令の規定に基づいて行うことができる業務その他内閣府令で定める業務とする。

（企業価値担保権信託会社について信託業法を準用する場合の読替え）

第五条　法第四十条第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託業法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十三条の二第一項第二号	第八十五条の十三第三項第三号	同法第五十七条において準用する第八十五条の十三第三項第三号
第二十三条の二第三項第一号及び第二号	第八十五条の二十三第一項	事業性融資の推進等に関する法律第五十七条において準用する第八十五条の二十三第一項
	第八十五条の二十四第一項	同法第五十七条において準用する第八十五条の二十四第一項

（信託業法施行令の準用）

第六条　信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）第十二条の二第一項及び第三項の規定は法第四十条第一項において準用する信託業法第二十三条第二項に規定する委託者と密接な関係を有する者として政令で定める者について、信託業法施行令第十二条の二第二項及び第三項の規定は法第四十条第一項において準用する信託業法第二十三条第二項に規定する受託者と密接な関係を有する者として政令で定める者について、それぞれ準用する。